

PCSA アクションレポート（法律問題研究部会）

令和 1 年 8 月版

第 191 回法律問題研究部会

開催日時	令和 1 年 8 月 31 日（土）
開催場所	TKP 上野駅前ビジネスセンター 6A
出席人数	部員 11 名、賛助部員 3 名、合計 14 名
出席者	<p><リーダー></p> <p>荒田 政雄 夢コーポレーション株式会社 顧問</p> <p><サブリーダー></p> <p>八重樫 浩輝 株式会社合田観光商事 執行役員 業務推進部 部長</p> <p><部員></p> <p>辻 良樹 株式会社ダイナムジャパンホールディングス 法務グループ グループ長</p> <p>生島 靖也 株式会社ダイナム 法務リスク管理部 法務担当</p> <p>佐久間 仁 株式会社ニラク 法務部 部長代理</p> <p>武田 裕明 株式会社ニラク 法務部</p> <p>吉田 一雄 株式会社 TRY&TRUST 監査</p> <p>武内 好努 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 兼 監査室 課長</p> <p>小林 正俊 アメニティーズグループ（株式会社パンドラ） 営業支援部 係長</p> <p>志方 崇 株式会社チアエンタープライズ 専務執行役員</p> <p>西里 実 株式会社三永 経営戦略室 室長</p> <p><賛助部員></p> <p>齊藤 新市 グローリーナスカ株式会社 BC 部 サブマネジャー</p> <p>田野倉 司 合同会社 DMM.com 営業戦略部 マネージャー</p> <p>前川 竹志 株式会社インターコスモス 取締役本部長</p>

1) 依存問題対策プロジェクトチーム 報告

4月にギャンブル等依存症対策基本計画が定められており、パチンコ業界では依存問題の対策の取り組みをしている。21世紀会でその業界の取り組みについて取り上げられており、その情報を共有した。時代に適した風営法議連では行き過ぎた依存対策への抑制という事で提言がなされておりその進捗報告を共有した。また、カナダ、韓国、マカオの海外 IR における依存対策として RG の歴史や取り組み、そのレポートを共有しました。その中で特筆すべきなのは、日本での依存対策と異なり、韓国ではお客様に対して研修を課すという事であった。また、安心娯楽通信、さくら通信、ワンダーポート等の依存問題対策団体の広報内容を確認した。

2) 厳しい残暑に向けた「子どもの事故防止対策」の更なる徹底について

全日遊連は、8月26日付全日遊連発第232号にて、掲題の通知を発信した。その内容は、全日遊連は7月8月をホールの駐車場等における子どもの事故防止対策「特別強化期間」として遊技客への注意喚起の徹底を6月24日付全日遊連発第127号にてお願いしている。8月5日現在で、4月以降の報告件数は47件、救出人数は65名となっている。「特別強化期間」は、あと僅かで終了するが今後も厳しい残暑が

続くことが予想される為、取り組みの更なる徹底をお願いする、というものであった。

部会では、各社の取り組みは既にルール化、実施されていると思われるが、再度の確認と注意喚起を呼びかけた。

3) 2019年8月5日 時代に適した風営法を求める議員連盟 について

開催日：令和1年8月5日（月）

時間：午後1時30分～2時40分

会場：自民党本部 101会議室

出席者：田中 和徳衆議院議員（議連会長）、平沢 勝栄衆議院議員（議連幹事長）、

秋元 司 衆議院議員（議連事務局長）

小倉 將信衆議院議員、古賀 篤衆議院議員、逢沢 一郎衆議院議員、

神山 佐市衆議院議員、竹村 直一衆議院議員、船橋 利実衆議院議員、

尾立 源幸元参議院議員、他数名（議連前に野田聖子衆議院議員が会議室に來訪）

警察庁：山田生活安全局保安課長、齊藤生活安全局保安課長補佐、他

全日遊連：阿部理事長、他

日遊協：大久保副会長、他

日工組：榎本副理事長、他

日電協：兼次理事長、他

回胴遊商：大饗理事長、他

全商協：林会長、他

同友会：東野代表理事、他

余暇進：笠井代表理事、他

PCSA：加藤代表理事、事務局 片山

議題：（1）型式試験の適合状況改善の措置について

<提言抜粋>

- ・型式試験の結果の開示等の型式試験への適合を容易にするための方策をとり、適合率を向上させる上で隘路となっている点について早急な改善を図るべきである。

<回答・報告>

- ・これまでも不適合理由、出玉グラフの開示をしてきた。今後、日工組から出た適合率向上のための要望を認める予定。また日電協とも協議をしている。適合率の推移を見ていただくとパチンコは従来水準に戻っている。スロットは改善傾向にあるが、まだ過去水準には戻っていない。

<意見>

- ・パチンコについて。5～7月の適合率は50%程度になった。しかし内情はメーカーがスペックダウンして1/100、1/200を出している。メインの1/300の適合率は29%。その中で設定付きの通過は1機種のみ。販売は今年50万台、新規則34万台、CR16万台の内訳。例年の130万台も下回る見通し。来年までに200万台入れ替えが必要だが、達成できるのか疑問。

（2）魅力ある遊技機づくりのためのゲーム性、エンターテインメント性向上の取り組み

<提言抜粋>

- ・遊技機による遊技自体のゲーム性、エンターテインメント性の向上にも配慮し、そうした遊技機が開発可能な環境整備に一層努めるべき。

<回答・報告>

- ・解釈運用基準の見直しを検討しており、一部はすでに認めている。

<意見>

- ・お客さんに魅力ある機械じゃないと遊んでもらえない。そこをどう考えているのか？
⇒ 魅力ある機械になるように日工組、日電協からヒアリングをし知恵を絞っている。

(3) 業界と警察庁の定期的な協議

<提言抜粋>

- ・警察当局と業界との協議の場を定期的に設ける。

<回答・報告>

- ・6月24日に実施。検定、ホールの状況、ゲーム性などについて意見交換をした。

<意見>

- ・内容を非公開としたため、胸襟を開いて本音の話が出来た。継続していきたい。

(4) 射幸性とギャンブル等依存症の因果関係について

<提言抜粋>

- ・科学的な知見を蓄積しながら、制度や実務運用が客観的に合理的なものになるよう必要な見直しを検討すべき。

<回答・報告>

- ・諸外国の状況を調査している。制度や実務の運用を適切に判断したい。

<意見>

- ・依存症対策として出玉率を2/3にした。専門家に聞いても因果関係は立証されていないという。警察庁の局長も課長も表現は別として立証されていないとの見解を示している。他の公営競技は射幸性を見直しをしていない。出玉率をどう戻していくのか？
⇒ 2/3については関係閣僚会議の指摘により規則改正を実施した。公営競技に出玉は無いが、それに類する対応をしたとは聞いてない。一方、広告宣伝、アクセス制限について対応をすると認識している。射幸性と依存の関係性については調査中。

(5) ATM 撤去問題

<提言抜粋>

- ・「ATMの撤去等」が法令に基づき求められているものではないを確認した。

<回答・報告>

- ・ATMの撤去はあくまで自主的な取り組みであり、民民契約であることを留意するように県警に指示している。

<意見>

- ・ATMは民民と言っているが暗に警察庁側がお願いしているのではないかと思っている。
⇒ ATMの撤去について本庁から指示はしていない。業界団体で検討されるべきものと考えている

<部会 意見>

- ・提言に対しての警察庁の対応進捗が報告された。全体の進捗に関しては「はかばかしい進捗」とは言えないが、保通協の資料開示などは実現している。保通協の適合率、年末に向けての遊技機の入替に対する

危惧などが主に話された。

・議連による提言に対する進捗報告は、今後の会議においても継続すると考えられる。

4) 2019年8月30日 21世紀会について

開催日：令和1年8月30日（金）

時間：午後4時30分～5時30分

会場：全日遊連 会議室

出席者：全日遊連： 阿部理事長、大野副理事長、他
 日遊協： 大久保副会長、堀内専務理事、他
 日工組： 筒井理事長、他
 日電協： 兼次理事長、小林筆頭副理事長、他
 全商協： 林会長、他
 回胴遊商： 大饗理事長、高谷筆頭副理事長、他
 自工会： 木原理事長、他
 補給組合： 竹村事務局長、他
 メダル工業会： 大泉理事長、他
 同友会： 東野代表理事、趙副代表理事、他
 余暇進： 笠井代表理事、他
 認証協： 川上副代表理事、他
 PSA： 石田専務理事、他
 PCSA： 藤本理事、片山

議題：

【決議事項】

1. 遊技産業健全化推進機構に依頼する依存防止対策実施状況調査の調査項目について
 1. ギャンブル等依存症対策基本法において、パチンコ業界は「第三者機関による立入検査の実施」を平成31年度（＝令和1年度）に取り組むべき具体的施策として定められている。
 2. パチンコ業界では、この「第三者機関による立入検査の実施」を機構（一般社団法人遊技産業健全化推進機構）に依頼しましたが、そのチェック項目に対して、警察庁から「ヒアリング項目の追加」という変更依頼が出された。
 3. 8月30日の21世紀会にて、「依存対策実施状況調査・調査項目追加案」を機構が検査時に使用するチェックシートとして承認。
 4. 一方、別の「チェックシート」は、全日遊連が各ホールに配布し、月1回のペースでホールが更新、機構の検査時には、役職者でなくとも、このチェックシートを見ながら回答できる事を目的としている。

<部会 意見>

- ・機構に直接、どういうところを見るのか？ または、ホールが実施しやすい証左を提案などしていきたい。18歳未満の確認指導、依存の従業員教育、初心者への適切な遊技方法を教える事等、細かい事例は確認すべき内容を知りたい。⇒ 資料として出したチェックシートに書かれた内容が答えるべき内容ということで、次回の依存PTにて「各社の回答例」を集積、懸念点などについて検討する事となった。
- ・依存対策のチェック項目を「出来ていない」と回答した場合、罰則や指導などはあるのか？ ⇒ 回答結果を機構がまとめて21世紀会に報告する。現時点で罰則や指導などは確認出来ない。

- ・全店舗で同じ対応ができる様にマニュアルなどを準備している。
- ・e-ラーニングによって対応を教育する予定。すでに一部は実施している。

【協議事項】

1. 全日本社会貢献団体機構の組織再編について

- ・資料 2 全日本社会貢献団体機構の組織再編について

<解説&結果>

現在の全日本社会貢献団体機構の組織を変更し、パチンコ・パチスロ業界全体の社会貢献の受け皿となるような団体になるべく組織を変更したいと考えていた。この間、各団体に意見を伺ったところ、今すぐに新しい団体に入ることにはできないが応分の負担はする、という意見が多く、当初は全日遊連、全防連を社員として法人化したい。なお「応分の負担」についてはこちらから金額を指定するのではなく、各団体の事情によりそれぞれ決めていただきたい。

本日の提案は次の3点。

1. 依存問題に係わる民間団体等への支援を拡充するために全日本社会貢献団体機構を組織再編し、まずは全日遊連及び全日防連の2団体を社員として一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献機構を設立する。
2. 21世紀会を構成する各団体は、新しく設立された法人が行う依存問題に係わる民間団体等への支援に関する事業に対し、各団体の状況を踏まえた寄付金の拠出を含む応分の協力を行う。新しく設立された法人は、これら各団体から拠出された寄付金については、依存問題に係わる民間団体等への支援の原資としてのみ使用するものとし、法人の一般会計とは区分される特別会計として執行・処理するものとする。
3. 各団体及び傘下団体・企業が進めている社会貢献活動全般について、業界におけるその意義と役割等に関する議論の場を早急に立ち上げる。

検討の結果、各団体が当件を持ち帰って令和1年9月13日（金）を締切に意見を募ることとなった。

<部会 意見>

- ・すでに社会貢献団体は寄付活動を実施しているが、業界にも一般にも余り知られていない。
- ・賛同を得るのは難しいのではないか。

【報告事項】

1. 「ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程の制定」に関する進捗状況について（資料無し）
説明（全日遊連）：政府の基本計画により「ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程の制定」の策定が求められており、現在、そのひな型を全日で作成している。9月初めに21世紀会各団体に見せたい。各団体で議論をし9月中に回答をいただき、令和1年10月11日に開催予定の第三者会議の意見を踏まえて成案化したい。

規定は3部構成で考えている。

1. 全体について書かれた要綱
2. ホール向けの規定
3. ホール従業員向けのマニュアル

<部会 意見>

- ・出てきた案に対して意見を述べる事とする。

5) 法律問題研究部会 質問コーナー 2019.8

Q1：ファン感謝デーでのサイコロくじについて

G 県遊協主催のファン感謝デーの景品の中に、サイコロを振って、もらえる商品の数が変わるものがある。

パチンコホールでは、施行規則第 7 条の「営業の用に供する遊技機以外の遊技設備を設けないこと」により、営業所内に、営業で使用する遊技機以外のゲーム機や、オセロ、将棋盤、トランプなどを置くことや、じゃんけん大会などの勝敗がつくもの、点数を競うことができるもの、などを催してはいけないと解釈しているが、上記のような商品の提供方法はこれに抵触しないのか。

抵触しないのであれば、その理由が知りたい。

また、仮に「ホール主催でなく、第三者の主催によるもの」というような回答の場合、オセロ、将棋盤、じゃんけん大会など、第三者が設置もしくは主催すれば実施は可能なのか。

A 1：（個人的見解）ご指摘の今回のサイコロは、ファン感謝デーにおける懸賞抽選の方法としてサイコロを使用しているだけであって、来店された遊技客自らが遊技する設備として置いてあるものではないといえることから、当該施行規則の定めには抵触しないと考える。

なお、行政見解によっても当該施行規則の定めが「当該営業の用に供する遊技機として認められた遊技機以外の遊技設備を用いて賞品を提供する行為を防止すること」にあるとされていることからすると、そもそも、遊技客が自由に使用することを前提にオセロ、将棋盤やトランプなどの類を休憩室などに置くこと自体が、施行規則で禁じられている遊技設備の設置に該当するのかが甚だ疑問。もちろん、都道府県（方面）公安委員会によっては、そのような場合でも、施行規則で禁じられている遊技設備の設置に該当すると指導しているかもしれないので、その点の留意をお願いする。

一方、「じゃんけん大会などの勝敗がつくもの、点数を競うことができるもの、などを催してはいけない」という点については、設備といえるようなものを設置して行う場合には当該施行規則の定めには抵触するおそれがあるということになり、また、設備といえるようなものを設置して行わない場合でも、来店された遊技客に対する余興的なものを超えて、パチンコ営業における集客目的などがあるときには、（集客目的の行為自体が著しく射幸心をそそるおそれがあるとする昨今の行政の考え方からすると）都道府県条例が定める「著しく射幸心をそそるおそれのある営業」に該当するとされる可能性があるため、その点の留意が必要。

また「第三者が設置又は主催」という点については、第三者が設置又は主催しているかどうかを形式的な面だけでみるのではなく、実質的にパチンコ営業者の営業に関わりをもっているかどうか重要なポイントだと考える。なお、パチンコ営業者又はその営業と全く関係なく独立した形態で第三者が設備といえるようなものを設置して行ったような場合には、当該設備の種類によっては当該第三者の行為が無許可営業とされるかもしれない。

Q2：確変残しについて

一部地域では未だに「確変残し」が実施されており、店舗から「問題が無いのであれば自店でも実施したい」との要望があった。店舗にはできない理由を丁寧に説明したが、法律問題研究部会でも改めて取り上げて頂きたい。

なお、既に法律ハンドブック 2018 に見解が述べられてはいるが、あえて皆様のご意見を伺いたい。

Q2-1：確変残しを問題ないと考えている方、その理由、ご意見をご回答下さい。

Q2-2：確変残しを問題ありと考えている方、その理由、ご意見をご回答下さい。

A 2：回答 3 社、全て問題有り。

・確変残しを告知する事に管理が行き届くか、またイベント的になってしまわないか。

- ・確変残しの告知が「著しく射幸心をそそる営業」とされる可能性がある。

Q3：遊技台が押収された店舗について

遊技台を押収され営業を中止したが、その後営業再開した店舗がある。その背景や経緯に何があったのか？ または考えられるのか？ 通常であれば、営業停止のままではないのか。

- A3：・営業停止等については押収されてから相当（3～6 か月程度）の時間をおいて処分が決まるので、それまでの間に営業すること自体は法律上は何ら問題はないと考えられる。
- ・ホール側が営業するかしないかを選んだ結果、営業する方を選択したという事ではないのか。
 - ・後に営業停止処分となった店舗で、それまでの間営業をしていた店舗は既に存在する。

Q3：18歳未満遊技禁止、および子ども車内放置防止アナウンス記録について

業界では、その実施状況を記録することを推奨しており、弊社でも毎時のアナウンス記録表を店舗に設置しているが、自動アナウンスの店舗も多く、アナウンス記録表が形骸化しかねない状況を懸念している。各社の対応状況を参考にさせていただきたい。

なお、自動アナウンスを設定している場合、「アナウンス記録表」等の設置は不要と考えているが、設置した方がよいのか。

- A3：・自動アナウンスで対応しているため記録化は実施していない。理由はアナウンスの有無を問われた場合、紙で記録化していなくても実施を証明できるため。
- ・弊社では、USEN 回線により自動アナウンスを実施している。また、18才未満遊技禁止の内容は、店舗出入口や、台間サンド、更には店内任意の場所に掲示物を設置している。また、これと同様にハンドル固定の確認についても、全店で共通の記録紙を活用して残している。これは、日常的に確認をしていることを証明するツールと割り切って、記載自体を「手書き」で行うこと、用紙が増えていってもファイリングして保管しておくことを義務付けている。
 - ・自動アナウンスで設定しているが、日々の記録化は実施していない。ただし店長が現場で確認することが求められている他、月次で確認したものを記録している。
 - ・1時間毎の自動アナウンス実施。チェック表（記録表）もつけており、この記録状況を社内監査でチェック。記録は必要と考えている。

Q4：メーカー製販促物について

広告宣伝に関する質問。各メーカーがホール内での設置を目的とした販促物を作成しているが、その中には、著しく射幸心をそそる、もしくは特定の機種推しに該当する表示等がある。これらをホールが設置した場合、行政からホールが処分を受ける可能性はあるのか。

- A4：・3社より「処分を受ける可能性はある」との回答。
- ・メーカーが作っても、ホールが作っても、店内で設置するのは、ホールの責任になるので、処分される可能性はある。
 - ・基本的にメーカー製の販促物は使用していない。

6) 喫煙ブース-現況アンケート 2019.7.31 まとめについて

コスト問題研究部会から、喫煙ブースの設置の際、警察や消防から指摘や注意を受けた店舗、その地域をアンケートする件を法律問題研究部会に依頼。法律問題研究部会が当アンケートを実施した。

<アンケート内容>

喫煙ブース設置済み 店舗名、店舗住所、警察 所轄名称、消防 所轄名称

Q1：設置済み設備の種別（喫煙ブース 喫煙室 その他）

Q2：設備を設置した際に提出した書類

Q3：設備を設置する際に、所轄、または消防に何か指示や注意などを受けたか

Q4：Q3 のケースがあった事例にどう対応したか

Q5：備考

<アンケート回答 概要>

- ・総回答社 6 社 ※内 4 社は設置店舗なし
- ・設置店舗有り 2 社
- ・総設置店舗数 7 店舗
- ・警察からの指摘や注意、留意点などが 3 店舗、消防からの指摘が 1 店舗あった。

<意見>

- ・消防署から指摘された事例をより詳しく知りたい。
- ・更に継続して欲しい。

7) 次回開催

開催日：令和 1 年 9 月 28 日（土）

時間：午後 1 時～4 時

開催場所：TKP 上野駅前ビジネスセンター 6A

以上